

レッツくりあ 159

作 六倉 実結
守口市ごみ減量キャラクター「くりあ」の生みの親である六倉さんの作品です。



「資源物の店頭回収店および引き取り事業者があるよ!」の巻



水道工事は市指定業者へ

市内の水道(給水装置)工事は、水道条例により「市指定給水装置工事事業者」以外は施工できません。

新築、増改築その他工事で水道工事をする場合には、市指定給水装置工事業者に申し込み、水道局に給水装置工事申込書を提出してください。

問水道局お客さまセンター
TEL06-6991-6771



事業者一覧

10月は食品ロス削減月間

本来食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる「食品ロス」の量は、年間472万tにものぼります。これは、国民1人当たり換算すると、年間約38Kgで、毎日おにぎり1個分のご飯を捨てていることとなります。

家庭から排出される食品ロス量は236万tであり、全体の半分に当たります(農林水産省・環境省「令和4年度推計」)。

毎日の暮らしの中で食品ロス削減を意識することが大切です。私たちのちょっとした心掛けで食品ロスを減らませんか。

食品ロスを減らすために

- ①買い物の際は…
▽必要なものだけを買う
▽使い切れる・食べられる量を買う
- ②保存の際は…
▽保存方法に従って最適な場所に保存する
▽冷凍・乾燥・塩蔵などの下処理を行って保存する
- ③調理の際は…
▽残っている食材から使う
▽食べきれぬ量を作る
- ④調理後は…
▽冷蔵庫内を整理する

「消費期限」と「賞味期限」

食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。いずれも、未開封の状態、記載された保存方法を守って保存していた場合の期限です。「消費期限」は、安全に食べられる期限のことです。いたみやすい食品に表示されていて、期限を過ぎたら食べないことが望ましいです。一方「賞味期限」は、期間内であればおいしく食べられる期限のことです。期限を過ぎてしまっても、すぐに食べられないということではありません。

期限表示の違いを知って、健康を守るとともに食品を無駄にしないよう心掛けましょう。

問環境対策課
TEL06-6992-1508



地震時に起こる電気火災

感震ブレーカーでの対策が有効です

地震が引き起こす火災の約6割は、揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災など、電気が原因によるものとされています。

この電気火災の対策として有効なのが「感震ブレーカー」です。感震ブレーカーは、揺れを感知すると電気を自動的に止める器具で、設置することで電気火災の発生を抑えられます。また、不在時や避難する前にブレーカーを切る余裕がないときにも、電気火災を防止する有効な手段となります。ぜひ設置を検討してください。

木造住宅が密集する「密集市街地」では、火災が起こるとまわりの住宅に延焼し、特に被害が拡大しやすいとされています。お住まいの地域によっては、(公財)大阪府都市整備推進センターによる設置助成の活用も可能です。対象地区はホームページで確認してください。

内容について

問都市・交通計画課
TEL06-6992-1708
(密集市街地対策担当)



助成について

問大阪府都市整備推進センター
TEL06-6262-7713

新1年生の健康診断

令和7年4月に小学校または義務教育学校へ入学する児童のいる家庭へ、入学前健康診断のお知らせを10月中旬以降に送付しますので、日程などの詳細を確認してください。また、同内容は市教育委員会ホームページにも掲載しています。

なお、外国籍の就学希望者は、学校教育課へ就学申請が必要ですので、問い合わせください。

時・場 通知文書または市教育委員会ホームページ参照
持 就学時健康診断票・母子健康手帳・上靴・靴袋

健康診断全般について

問保健給食課学校保健担当
TEL06-6995-3154

就学申請について

問学校教育課学事担当
TEL06-6995-3155



マイナンバーカード出張申請

市民保健センターでの乳幼児健康診査(4カ月児・1歳6カ月児・2歳6カ月児歯科・3歳6カ月児健康診査)の際に、乳幼児とその保護者のマイナンバーカード申請手続きができます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

また、事前予約でスムーズに手続きができます。

問総合窓口課

TEL06-6992-1530



なくそう部落差別調査!

10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」は、部落差別事象の発生を防止し、基本的人権を擁護するため、部落差別を引き起こすおそれのある個人および土地に関する事項の調査、報告などの行為を規制しています。

部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問大阪府府民文化人権局人権擁護課人権・同企画グループ
TEL06-6210-9282

赤い羽根共同募金

ご協力をお願いします

10月1日(火)から全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」が始まりました。

この運動は、市民の皆さんのあたたかいご支援ご協力をいただき実施しています。皆さんからいただいた募金は、大阪府共同募金会を通して、大阪府内の社会福祉施設、社会福祉団体、災害支援などに使われます。

今年も多くの皆さんに共同募金運動へのご理解とご協力をお願いします。

問守口地区共同募金会(事務局:守口市社会福祉協議会)
TEL06-6992-2715



こちらからも募金できます

国民健康保険被保険者証が変わります

現在使用中の国民健康保険被保険者証(緑色)の有効期限は、10月31日(木)までです。

新しい保険証(桃色)を10月上旬から順次、簡易書留郵便で各世帯に郵送します。不在通知が入っていた場合は、必ず郵便局に連絡してください。

また、新しい保険証が10月31日(木)までに届かない場合や記載内容に変更がある場合は、保険課まで連絡してください。

新しい保険証が届いたときから有効です。新しい保険証が届いた後は、現在使用中の保険証を破棄してください。保険医療機関などで診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、新しい保険証を提出してください。なお、今回お送りする被保険者証は、12月2日の被保険者証廃止以降も使用できます。

問保険課

TEL06-6992-1545

市税は納期限内に納めましょう

固定資産税・都市計画税の第3期分までと個人市民税・府民税(普通徴収分)の第2期分まで、および軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じた延滞金が加算されます。

また、10月31日(木)は、個人市民税・府民税(普通徴収分)の第3期分の納期限です。

納期限までに近くの金融機関やコンビニなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付が無い場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差押、公売などを行っていくこととなりますので、納期限内での納付を必ずお願いします。

病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問納税課

TEL06-6992-1852~1854

お知らせ

国民健康保険料の特別徴収の開始

世帯主を含む国保加入者がすべて65歳以上75歳未満の世帯は、令和6年10月から原則として世帯主の年金から保険料を天引きする特別徴収になります。ただし、次の要件のいずれかにあてはまる世帯は特別徴収にはなりません。

▽世帯主が擬制世帯主(*)であること
*国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯(擬制世帯)の世帯主

▽受給している年金が年額18万円未満であること

▽世帯主の介護保険料が特別徴収されていないこと

▽介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えていること

特別徴収の対象となる世帯には、6月または7月に送付した「令和6年度国民健康保険料額決定・変更通知書」で通知しています。なお、特別徴収の対象となる世帯であっても、保険料の滞納がない世帯の場合、国民健康保険料納付方法変更申出書を提出することで、口座振替で納付することができます。

令和7年度の特別徴収について

令和7年4月・6月・8月は、令和7年2月の年金から特別徴収する保険料と同額を、仮徴収として特別徴収します。

令和7年10月・12月、令和8年2月は、令和7年度の保険料額が決定した後、決定した保険料額から仮徴収した保険料額の合計額を差し引いた額を、3回に分けて特別徴収します。

ただし、令和7年度の保険料額が決定した結果、令和7年4月・6月・8月に仮徴収した特別徴収の額と、令和7年10月・12月、令和8年2月に特別徴収することとなる額に大きな差が出ている場合は、特別徴収の額を平準化するため、令和7年8月の特別徴収額を調整することがあります。

問保険課

TEL06-6992-1545